

荒川区同性パートナーシップ制度（案）のパブリック・コメントの実施結果について

- 1 意見募集期間：令和4年2月4日（金）～2月25日（金）
- 2 閲覧場所：男女平等推進センター、総務企画課、情報提供コーナー、区ホームページ
- 3 意見提出者：31名（電子申請19名、電子メール7名、FAX4名、持ち込み1名）
- 4 意見の内訳

（1）制度全般に関する意見	
制度の導入についての意見	27件
制度の趣旨についての意見	3件
（2）制度詳細に関する意見	
対象についての意見	11件
届出要件についての意見	2件
地域との連携についての意見	2件
利用できる行政サービス等についての意見	3件
他自治体制度との連携についての意見	1件
通称の使用についての意見	1件
受付方法についての意見	4件
不正利用に対する対応についての意見	1件
普及啓発についての意見	8件
当事者支援についての意見	2件
（3）その他の意見	
意見聴取についての意見	1件
法制化についての意見	4件
合 計	70件

5 意見の取扱い

制度に新たに反映する	6件
既に盛り込んでいる	23件
意見・要望としてお聞きする	41件
合 計	70件

- 6 提出された「意見の概要」とそれに対する「区の考え方」
裏面のとおり

< 提出された「意見の概要」とそれに対する「区の方考え方」 >

	意見の概要 (原文の趣旨をそのまま記載したもの)	意見に対する区の方考え方	取扱
(1) 制度全般に関する意見			
【 制度の導入について】			
1	制度が創設されることは素晴らしい。	<p>本制度は、誰もがその存在と尊厳を守られ、自分らしく生きることができる権利を有していることを踏まえ、性自認や性的指向により、日常生活の中で悩み、生きづらさを感じている方々に寄り添い、地域の理解と協力の下で、困難の解消に向けて取り組んでいくものです。</p> <p>制度導入を契機として、LGBTQに関する理解が広がり、誰もが自分らしく生きることができる地域社会となるよう、区として着実に取り組んでまいります。</p>	
2	制度を創設することは大賛成である。		
3	制度導入に賛成である。		
4	制度導入は絶対必須である。早急に導入していただきたい。		
5	LGBTの方が、制度を必要としており、制度に賛成である。		
6	知り合いにも当事者がいる。この制度ができれば安心して過ごせるのではと思う。		
7	パートナーシップには大賛成である。人には平等に権利があるべきであり、生きづらいつ感じ方々が少しでも減ってほしい。		
8	制度が導入されることについて、大変喜ばしく感じている。素案の内容に関しては、おおむね賛同する。		
9	強い効力のある制度ではなくてもつらい思いをしている方が楽になるための一歩にはなる。荒川区で同性パートナーシップ制度ができることを応援する。		
10	LGBTQへの理解が進まない中、まず仕組みを作り、理解促進への刺激策とする方法はあると思う。これから人生を共にしようという同性カップルが、制度により安心を得られ、何らかの後ろ盾を得られるのであれば、社会的にマイナスな面は何一つないと感じている。制度創設によりLGBTQへの理解が進み、誰もが自分の身近にある問題だと認識できる社会になることを希望する。		
11	同性パートナーシップの考え方は少し前までは、触れるべきではない問題としてなるべく取り扱わない風潮があったが、今や避けて通れない。区も取組を進めていってほしい。		
12	パートナーとして様々な権利が持てるようになったことは前進である。		
13	よりよい制度にしていただきたい。		

14	<p>ようやく荒川区(及び東京都)でも制度ができる見込みとなり、嬉しく思う。</p>	<p>区では、東京都において令和4年度中の制度導入方針が出されたことを踏まえ、都の制度運用開始時に、区民にとってより利用しやすい環境整備を図るために、先行して制度を導入することといたしました。</p> <p>東京都においても、都内自治体に広く連携・協力を呼び掛けておりますので、相互にスムーズな連携が図れるよう、今後、東京都とも協議を行い、よりより制度を目指してまいります。</p>	
15	<p>制度そのものは重要であり、必要なものだ考える。都に先立っての導入も支持したい。</p>		
16	<p>人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、社会的出身、財産、門地など自らで変えることが出来ないことにより差別を受けることはあってはならない。それが賛同理由である。</p> <p>この制度が許可されることにより異性カップルはなんの不利益も受けることはない。</p>		
17	<p>人権とは大切な命を守ること誰もが安心して幸せに暮らせる権利のことであり、そのためにはそれぞれの違いを認め合い尊重し合うものである。現実には、他者にはなかなか言えなかったり、分かりにくい面がある。LGBTQもその1つでもある。</p> <p>制度により、自分らしく幸せに生きることができる人が1人でも多くなることは人権尊重の上で意義がある。セクシャリティについて自由に伝えられてまた理解し認め合える荒川になっていければよい。</p>	<p>全ての人の存在と尊厳が守られ、自分らしく生きることができる権利である人権を尊重することは、何よりも優先すべきであると考えています。</p> <p>区では、性自認又は性的指向に関する差別や偏見を人権課題の一つとして捉え、その課題の解決に向けた取組の一環として、本制度の導入を目指しております。</p> <p>今後も、あらゆる差別の解消に向けて着実に取り組み、誰もが自分らしく生き、幸せを実感することのできる人権が尊重される地域社会の実現を目指してまいります。</p>	
18	<p>非常に良い制度であり、絶対に実現して欲しい。LGBTQの方達は今まで、当たり前の権利を、マイノリティだからという理由で剥奪され、差別されてきた。誰もが自分らしく、いきいきと生きるための段階として、この制度は必ず必要である。</p>		
19	<p>平穏である権利は、異性愛者だけではなくすべての人に平等にあつたら良いと思う。よりよい街になるために「荒川区に住みたい」というポイントができれば良いと思う。</p>		

20	<p>制度が導入されるという話を聞き、素直に嬉しい。どんな反対意見があっても導入していただきたい。安心して生活を送るために必要な制度だと強く感じている。</p> <p>同性パートナーシップ制度を導入することは「生きづらさ」を抱えている人たちが少しだけ、生きることになれということ。影で生きている、そんな人たちにどうか光を当たることを望む。</p>	<p>本制度は、性自認や性的指向により日常生活の中で悩み、生きづらさを感じている方々に寄り添い、少しでもそうしたことが解消できる地域社会を作るために導入するものです。</p> <p>今後も、様々なご意見に対して丁寧に耳を傾けながら、当事者の支援につながる取組や地域の中でLGBTQについての理解が広がる取組を実施すること等を通じて、誰もが自分らしく生きることができる地域社会の実現を目指してまいります。</p>	
21	<p>制度案が区から提案されたこと、当事者としても大変ありがたく、多様な背景を持った区民を尊重する区の姿勢の一端を示したものとしても、高く評価する。</p>	<p>区では、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を目指し、荒川区男女共同参画社会推進計画（第5次）においても基本理念として掲げており、多様な区民の人権を尊重する地域社会づくりを進めております。</p> <p>本制度は、その一環の取組として、性自認や性的指向により、日常生活の中で悩み、生きづらさを感じている方々に寄り添い、少しでもそうしたことが解消できる地域社会を作るために導入するものです。</p>	
22	<p>ぜひ推進してほしい。更に多様な生き方が認められる世の中になることを願っている。</p>	<p>制度導入を契機として、LGBTQについての理解が進み、誰もが自分らしく生きることができる地域社会づくりに向けて取り組んでまいります。</p>	
23	<p>好きな人と結婚できないという問題がパートナーシップ制度で少しでも解決することができる。この制度が成立したとして私の生活には変化もなければ困ることもないが、困っている方がいる。という理由だけでこの制度を作る価値はあると思う。</p>	<p>本制度は、日常生活の中で悩み、生きづらさを感じている方々に寄り添い、少しでもそうしたことの解消につなげることを目指すものであり、婚姻制度とは異なるものであります。</p> <p>制度導入を契機として、LGBTQについての理解が進み、性自認や性的指向等による差別をなくすための機運の醸成を地域の中でより一層進めてまいります。</p>	

24	<p>制度が、家族になろうとするすべての人々に開かれた制度になることを願う。</p>	<p>本制度は、性自認や性的指向により日常生活の中で悩み、生きづらさを感じている方々に寄り添い、少しでもそうしたことが解消できる地域社会を作るために導入するものです。</p> <p>制度導入を契機として、LGBTQについての理解が進み、性自認や性的指向等による差別をなくすための機運の醸成を地域の中でより一層進めてまいります。</p> <p>なお、御意見は、ファミリーシップ制度を想定したものと思われませんが、本制度には含んでおりません。今後、運用している他自治体の取組状況について、調査研究をしてまいります。</p>	
25	<p>自身の性について、思い悩んで生きづらさを感じている人は年々増えていると思う。年齢も低年齢化しているように思う。制度導入により、同性パートナーに対する理解が進み、当事者の方々への理解も進むことを願う。</p>	<p>本制度は、性自認や性的指向により日常生活の中で悩み、生きづらさを感じている方々に寄り添い、少しでもそうしたことが解消できる地域社会を作るために導入するものです。</p> <p>制度導入を契機として、LGBTQについての理解が進み、性自認や性的指向等による差別をなくすための機運の醸成を地域の中でより一層進めていきたいと考えています。</p> <p>また、区では、本年1月に「性自認・性的指向に関する職員対応ガイドライン」を策定し、区職員・教職員が相談等を受けた際に適切な対応ができるよう、理解促進を図っています。今後、学校を始め、より身近な場所で当事者が安心して相談できる環境づくりに向けて取り組んでまいります。</p>	
26	<p>他の国は文化・考え方・常識・宗教制度等が違う。日本に合わない、必要ない制度は導入するべきではないと思う。</p>	<p>本制度は、日々の生活の中で性自認や性的指向に悩み、生きづらさを感じていらっしゃる方々に寄り添い、支援をするために導入するものであり、当事者の支援に必要な制度であると考えております。</p>	

27	<p>本制度を制定することに反対である。LGBTQという用語では、その対象になる範囲が不明瞭であり、悪意的な解釈も可能な危険性を孕んでいる。</p> <p>私は、同性愛者だから生きづらいとか、自分らしくないと思ったことはない。LGBTQという明確な線をもって切り離されようとしていることに危機感を覚える。基本的な概念である言葉さえもLGBTQ差別の名のもとに排除されて回りくどい表現にされたり、異なる概念に上書きされるという状況は、表現の自由への侵害であり、過剰な配慮と言わざるを得ない。</p>	<p>本制度は、性の多様性を前提としつつ、日々の生活の中で性自認や性的指向に悩み、生きづらさを感じていらっしゃる方々に寄り添い、支援をするために導入するものです。</p> <p>誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を目指すために、地域の理解と協力の下、社会的包摂の趣旨を含めた取組の一環として取り組んでいくものであり、当事者を分断する意図はありません。</p>	
【 制度の趣旨について】			
28	<p>性自認や性的指向が変更不可能なのかどうかは研究でも結論が出ていない。性の諸属性の「不変性」を同性パートナーシップの制度導入の論拠とするのは非対称的な論理付けである。もし趣旨の部分に不変性のくだりを入れることを検討されている場合は、その部分の削除を希望する。</p>	<p>性の在り方は多様であり、様々な研究がなされていることは認識しております。</p> <p>御指摘の部分は、性自認や性的指向を取り巻く状況に関する一つの見解として、パブリック・コメント資料に記載したものであり、性の所属性の「不変性」について要綱に規定するものではありません。</p>	
29	<p>パートナーシップ制度は、あくまで戸籍上、性自認上の同性パートナーという関係を証明する制度であり、個人の性自認を区が証明する制度ではないと理解しているが正しいか。</p> <p>個人の性自認を証明する制度だとすると、パートナーのいない、戸籍性別と性自認が違う人はこの制度を利用できないのでおかしいと思う。</p>	<p>本制度は、互いを人生のパートナーとし、日常生活において継続的に協力し合うことを約した、戸籍上の性別又は自認する性別を同じくする二人の関係を届け出たものを受領するものであり、区が個人の性自認を証明するものではありません。</p>	
30	<p>具体的な制度内容に触れていないので、素案の内容がよく分からない。なぜ、具体的な内容がないのか、疑問である。</p>	<p>パブリック・コメントにおいて制度案として、「趣旨」「定義」「届出要件」「届出の方法」「受領証の交付」「受領証の再交付」「届出事項の変更」「受領証の返還」「通称使用」「受付窓口」の考え方をお示しし、具体的内容を記載しております。</p>	

(2) 制度詳細に関する意見		
【 対象について】		
31	<p>「戸籍上の性別（自認する性別を含みます。）」とあるが、戸籍・自認のどちらかが合致する場合なのか、戸籍・自認のどちらかが合致する場合なのかが不明瞭である。</p> <p>「戸籍上の性別もしくは自認する性別」と並列すべきである。</p>	<p>戸籍上の性別又は性自認を対象としていることが明確となるよう、表現を改めます。</p> <p><修正後> 同性パートナーシップの定義 「同性パートナーシップ」とは、互いを人生のパートナーとし、日常生活において継続的に協力し合うことを約した、戸籍上の性別又は自認する性別を同じくする二人の者の関係をいいます。</p>
32	<p>「戸籍上の性別（自認する性別を含みます。）」という表記があるが、このように包含関係にあるかのような書き方はできない概念同士だと考える。</p>	
33	<p>トランスジェンダーの方への配慮もされており、より多くのマイノリティを包摂しようとされている姿勢が素晴らしい。</p>	<p>性の在り方は多様であることを踏まえ、可能な限り多くの方々を対象としたいと考えています。</p> <p>こうしたことに加え、制度の対象外の方々を含め、性自認・性的指向に関する理解促進を図ってまいります。</p>
34	<p>戸籍上の性別を変更しないトランスジェンダーの方やクエスチョニングの方が混在していることを不思議に思う。制度が目指すものや制度の対象はもう少し明確にした方がよい。</p> <p>自認では、異性愛カップルであっても、身体に基づく戸籍の性によって同性とされている限り、婚姻制度は利用できない。「同性」は付けなくても良いのではないかと思う。フランスのパックス制度のように、自認や戸籍、性的指向にかかわらず、誰もが使える制度にするか、「戸籍の性が同性」の方向への制度か、どちらかにするのが制度として矛盾がない。</p>	<p>性の在り方は多様であり、当事者が抱える困難な事象も様々であると認識しています。</p> <p>本制度は、性自認又は性的指向に起因して悩み、生きづらさを感じながら日々の生活を送っている方々に寄り添い、困難の解消につなげていくことを目的としているものです。</p> <p>性自認や性的指向について、様々な考え方があることは認識しておりますが、それぞれについて、悩みや生きづらさを感じている状況には変わりがないため、性自認と性的指向で対象を分けて整理する考えはありません。</p>
35	<p>当事者の中で「性自認」を社会ルールに入れることについて賛否が分かれている。性自認を含むのは反対である。「性自認」が主体の思いでしかなく、第三者から判断が付きにくい。トランス当事者の中で、社会ルールに「性自認」を入れることには賛否がある。意見は分かれている。「性自認」を社会ルールに取り込むことの危険性を指摘する人が少なからずいる。</p>	

36	<p>「LGBTQの抱える生きづらさ」についての大半はトランスセクシャル（性同一性障害のある人）に関するものであって、同性愛者や両性愛者であるLGBとTの間には根本的な違いがあり、同一視して交差することに違和感を覚える。</p>		
37	<p>言葉の定義ができていない。きちんと定義すべきである。分かるように日本語で定義が必要である。この素案自体が差別。なぜLGBTQのみで、それ以外を排除するのか。Qは問題。自分で性が分からなければ同性かどうか分からない。</p> <p>となると同性パートナーシップという名称がふさわしくない。名称の変更をお願いする。</p>	<p>本制度は、性自認又は性的指向に起因して悩み、生きづらさを感じながら日々の生活を送っている方々に寄り添い、困難の解消につなげていくことを目的とするものです。</p> <p>性自認又は性的指向により悩みや生きづらさを抱えている方々に寄り添う制度趣旨であることを説明するためにパブリック・コメント用の説明資料に記載したものです。</p> <p>本制度の対象は、同性パートナーシップの定義に記載したとおりであり、制度の名称は、当該対象を端的に表現したものとしています。</p>	
38	<p>保育園のお迎えや病院などで対応が認められるよう「こども」も含めた証明ができる「ファミリーシップ制度」を検討してほしい。</p>	<p>保育園の送迎については、現行においても活用できるものがあることから、制度としては、パートナーの関係に焦点を当てた制度としたいと考えています。</p> <p>御意見があったファミリーシップ制度は、他自治体において制度運用が開始されていますので、他自治体の取組状況について調査研究をしてみたいです。</p>	
39	<p>異性同士であるカップルが対象とならない点については残念に思う。夫婦別姓の事実婚を選択しているカップルなどが利用できる制度策定についても今後ご検討いただきたい。</p>	<p>本制度は、性自認又は性的指向に起因した生活上の困難や生きづらさを少しでも軽減するために導入するものであり、事情があり、婚姻制度を利用できない、又は利用しない異性間の事実婚とは事情が異なる側面があります。</p> <p>異性間の事実婚の取扱いについては、国における「夫婦別姓」の議論も含め、今後の社会情勢の変化を注視してまいります。</p>	
40	<p>同性カップルのための制度だが、今後は異性カップルでも使える「パートナーシップ制度」にすることを検討してほしい。</p>		
41	<p>同性に限定しない制度に広げてほしい。事実婚の当事者は、同性カップルと同様の制約を社会から受けている。こうした不利益を被る方々をこの制度で救済できないか。</p>		

【 届出要件について】		
42	「双方又は一方が区内に住所を有していること」という届出要件は、同性カップルの住居利用における実情が考慮されており、とても良いと感じます。策定の際にも重視してほしい。	不動産賃貸借等において同居の承諾を得ることが難しい場合があること等を踏まえ、いずれか一方が区内に在住していることを要件とし、同居・別居を問わず、より幅広い対象者に制度を利用していただける制度としてまいります。
43	届出要件に「同性パートナーシップ関係にあること」とあるが、その証明方法がない。	本制度は、当事者の届出に基づくものです。届出時に、届出者双方揃って窓口での手続を求め、届出内容の確認及び本人確認を行い、届出内容に相違ない旨を確認の上、届出書に自署を求めるものとします。
【 地域との連携について】		
44	医師会や商工会、不動産業者、介護業者などへ協力の申入れを行ってほしい。	本制度は、区民や関係機関、事業者の理解と協力の下で実施していくものですので、制度の趣旨をご理解いただけるよう、周知・啓発に努め、理解促進に向けて最大限取り組んでまいります。
45	災害時など地域で助け合う必要があるタイミングで、家族として配慮されやすいよう、町会などにも制度の説明を行っていただきたい。また、これを機に、災害時・防災時の計画やマニュアルにLGBTへの配慮を盛り込んでいただきたい。	「性自認・性的指向に関する職員対応ガイドライン」や「荒川区地域防災計画実施推進計画」において、災害時における性自認・性的指向に関する配慮を定めているところです。これらの規定が有効に機能するには、災害時の避難所運営を始め、地域における共助の取組の中核を担う町会等の御理解が欠かせないことから、平時から制度の趣旨の周知・啓発に努めてまいります。
【 利用できる行政サービス等について】		
46	具体的にどのような行政サービスが想定されるのか、今後の運用方針や検討事項などを提示してほしい。	現在、区が提供するサービスで利用可能なサービスについて、調整を行っているところです。 制度導入に伴い、それぞれのニーズに合った行政サービスを各窓口等で御案内できるよう努めてまいります。
47	区のサービスの中で、同性カップルでも利用できるものをホームページ上で公表してほしい。既に利用できるものも含め、配偶者や家族が利用できるサービスはすべて「同性パートナーの方による申請も可能」などの記載をしてほしい。	

48	<p>婚姻関係や事実婚関係にあるカップルに保障されている制度が適用されることを望む。</p> <p>区のレベルでも対応できることはあると思うので、単にパートナーシップ関係を認めるということではなく、実際の権利が伴う実効性のある制度になることを望む。</p>		
【 他自治体制度との連携について】			
49	<p>同様の制度を導入している自治体への転入時には、連携して引き継げるようにできないのか。</p>	<p>現在、同様の制度を導入している都内自治体で構成する東京都パートナーシップ制度導入自治体ネットワークに参加し、連携の在り方について検討しております。できる限り広域で利用しやすい制度となるよう引き続き協議してまいります。</p>	
【 通称の使用について】			
50	<p>通称使用を認めている点、トランスジェンダーの方への配慮もされており、より多くのマイノリティを包摂しようとしている姿勢が素晴らしい。</p>	<p>性自認により戸籍上の氏名に違和を感じている方に配慮するため、この制度においては、社会生活上日常的に使用している通称も使用できるようにしてまいります。</p>	
【 受付方法について】			
51	<p>夜間の届出をできるようにしてほしい。</p>	<p>二人揃って来庁いただき、手続きをしていただく必要があることから、平日日中の時間帯では手続きが難しい方もいらっしゃるものと認識しております。ご意見を参考に、既存の開庁延長の時間帯での受付の可否について、検討してまいります。</p>	
52	<p>婚姻と同様、深夜の受付もできるようにしてほしい。</p>		
53	<p>受付時間は夜間も含む形を検討願います。</p>		
54	<p>区役所に家族や知人が働いているなどの事情で、申請のために区役所に二人で訪問することをとまどう方もいる。オンライン申請可能とする方法も検討してほしい。</p>	<p>本人確認や意思確認を確実にを行うため、窓口で二人揃って手続きいただくことが必要となります。御意見にあるような事情も考慮の上、本庁舎のほか、アクト21を受付場所として選択できるようにしております。また、手続き時には、別室で手続きを行う等、届出をされる方のプライバシーに十分配慮してまいります。</p> <p>なお、東京都ではオンライン申請の計画が進められていると伺っておりますが、都内全域を対象とする等、状況が異なる面があり、今後、その動向を注視してまいります。</p>	

【 不正利用に対する対応について】		
55	<p>高齢者同士で偽ってこのパートナーシップを利用し、部屋を借り、不動産業者に不利益が生じた場合には、区は謝罪し、金銭等保証するのか。</p>	<p>ご意見のような事例は、パートナーシップ制度だけの問題ではなく、相手方を欺罔する意図を持った契約上の問題であり、制度導入とは切り離して考えるべき問題であると考えています。</p> <p>パートナーシップ制度の要件を満たしているか否かについては、届出時に、窓口二人そろって手続きいただくこととしており、確認してまいります。</p>
【 普及啓発について】		
56	<p>制度開始後も、当事者は、いわれない差別や偏見、攻撃にさらされる恐れがある。こうしたことが制度利用の委縮化につながりかねない。</p> <p>今後、様々な多様性（出身や性）を尊重する政策を続けていくのであれば、区は差別を決して許さないという姿勢を明確にされることを望む。</p>	<p>性自認や性的指向に関する差別や偏見については、人権課題の一つとして認識しており、区ではこれまで区報やホームページ等による周知・啓発を実施してまいりました。</p> <p>本制度は、そうした差別や偏見の解消に向けた取組の一環として導入を推進しているものです。今後、制度導入を契機として、引き続き区報やホームページ等による周知・啓発のほか、区民や事業者を対象とした差別解消に向けた講演会や映画会、パネル展の開催、情報誌への特集記事の掲載等、様々な機会を捉えて、これまで以上に差別は許されない旨の周知を徹底してまいります。</p>
57	<p>差別的な発言をした人には区として厳しく対処すべきである。</p>	
58	<p>区として毅然として差別を許さない姿勢を示すことが当事者にとって大変励みになる。</p>	
59	<p>重要な支援策であることを区からしっかりと発信してもらいたい。</p>	
60	<p>これからもいろいろな啓発をしてほしい。</p>	
61	<p>制度利用者へのヘイトスピーチや差別が起こらないよう、区職員への教育やガイドラインの整備、差別を許さない旨の発信をあわせて行っていただきたい。</p>	

62	区立学校において、カミングアウトする生徒・児童へのサポート体制を整えたり、教職員向け教育を充実させていただきたい。	<p>区立小中学校では、あらゆる差別の解消に向けて、東京都教育委員会による人権教育プログラムに基づき、性の多様性を含めた人権教育を実施してきました。</p> <p>区では、本年1月に、区職員・教職員を対象とした「性自認及び性的指向に関する職員対応ガイドライン」を策定し、庁内等において周知を図るとともに、研修を実施しているところです。引き続きも、学校における理解促進や啓発に着実に取り組んでまいります。</p>	
63	全ての区民がその意味と制度内容を理解する必要がある。カードタイプの受領書に、制度の内容を分かりやすく記載が必要であり、受領書を見た人がどのような行動をとればよいのかすぐに分かることが必要である。	<p>本制度の導入を契機として、制度の周知のみならず、多様な性の在り方について、講座・講演等の普及啓発活動を積極的に実施し、地域全体の理解促進を図ってまいります。</p> <p>受領書については、A4サイズの受領書のほか、届出者の希望に応じて携帯用のカードサイズの受領証の交付も予定しています。受領証の記載内容については、御意見にあるとおり、制度の趣旨や提示があった際のアウトテイング(本人の承諾なく第三者への暴露すること)の禁止等、できるだけ分かりやすい形で表記するよう工夫してまいります。</p>	
【 当事者支援について 】			
64	カミングアウトを受けた友人や家族も利用できるよう、相談窓口の利用可能日を増やすなどの検討をお願いしたい。	<p>現在、アクト21においてLGBT専門相談窓口を開設しています。より多くの方に御相談いただける環境整備の一環として、本年4月から相談時間を現行の日中の時間帯から「午後4時～6時」に変更することを予定しています。</p> <p>加えて、区職員や教職員が相談を受けた際に適切に対応できるよう、本年1月に「性自認・性的指向に関する職員対応ガイドライン」を策定ガイドラインに沿った研修実施しております。今後、当事者やご家族等がより身近な窓口で相談できるよう、相談体制を強化してまいります。</p>	

65	<p>夫婦ではないことから、金銭、DV等の処理の仕方、養子問題、財産分与等の問題が出てくるかと思う。公正証書等の届出内容等もどこまで踏み込んで指導されるのか区民にも全体像が見える理解ができるようにしてほしい。</p> <p>制度を創設することは大賛成だが、トラブルの対応について詳しくお願いしたい。</p>	<p>現在、アクト21において開設しているLGBT専門窓口では、性自認・性的指向に関する複数の専門相談員により、相談に対応しています。相談の中で、法律に関する相談が必要な場合は、弁護士と連携を図り問題解決に向け、対応を行っております。</p>	○
(3) その他の意見			
【 意見聴取について】			
66	<p>当事者団体等から意見聴取を行うとあるが反対する団体等からの意見は聞いたのか。</p>	<p>区内の当事者団体から、日常生活における悩み事やお困り事について話を伺う中で、制度についても御意見を伺った経過があります。</p> <p>本パブリック・コメントは、区として取りまとめた制度概要について、様々な立場の方々から広く御意見を伺うために実施しているものであり、御意見の趣旨を含んでいるものと認識しております。</p>	
【 法制化について】			
67	<p>友人が差別により苦しんでいる。 区が法的効力に対してリーダーシップをもってほしい。</p>	<p>性自認又は性的指向に起因した差別については、人権課題の一つとしてその解消に向けて取り組んでいく必要があると認識しており、本制度の導入を契機として、理解促進の機運醸成とともに、差別のない地域社会に向けて着実に取り組んでまいります。</p> <p>なお、本制度は、婚姻制度とは異なる制度として導入するものであり、法制度については、国が検討すべき事項であると整理しています。区といたしましては、今後引き続き国の動向に注視してまいります。</p>	
68	<p>同性婚をきちんと法制化してほしい。</p>		
69	<p>ファミリーシップ制度を含め、各ライフステージにおいて、困難なく、配偶者と同等の扱いとなるよう、関連対応策の充実も求める。</p>		
70	<p>最大限、法律婚に準じた扱いを行政・民間問わず義務付けていただきたい(配偶者控除など)。</p>	<p>本制度は、性自認や性的指向により日常生活の中で悩み、生きづらさを感じている方々に寄り添い、少しでもそうしたことが解消できる地域社会を作るために導入するものであり、区が提供するサービスで利用可能なものについてはできる限り対象としてまいります。</p> <p>なお、本制度は、婚姻制度とは異なる制度として導入するものであり、法制度については、国が検討すべき事項であると整理しています。区といたしましては、今後引き続き国の動向に注視してまいります。</p>	

